

政令第三百号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。